



特別支援教育研究センター

ニュースレター

VOL. 12
2025.2

植草学園大学／植草学園短期大学 〒264-0007 千葉市若葉区小倉町 1639 番 3
TEL043-233-9031 FAX043-233-9211
特別支援教育研究センター TEL043-239-2646

植草学園大学

発達教育学部発達支援教育学科
保健医療学部リハビリテーション学科
理学療法専攻／作業療法専攻

植草学園短期大学

こども未来学科

植草学園大学／植草学園短期大学が主催する 主な研修・講座について

植草学園大学／植草学園短期大学
特別支援教育研究センター長

堀彰人



特別支援教育研究センターは、平成26年度の創設以来、文部科学省の『発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業』の指定を受けるなどを経て、様々な事業を重ねてきました。今年度実施された研修事業の例をご紹介します。

4月初旬の土曜日には、「通級指導教室新担当者研修（発達障害・言語障害）」を開催しました。初めて通級指導教室を担当される先生方を対象に、通級指導教室運営のための基礎的な内容、すぐに役立つ実践的な内容等を取り上げています。

毎年多くの受講者があり、リピーターも少なくありません。今年度は発達障害（1日）に21名、言語障害（2日間）に41名の参加がありました。「興味深い話ばかりで、あっという間に感じた」、「初めて担当となり不安が大きかったが、子どもたちに会うのが楽しみになった」等の感想を多くいただいています。こうした研修の場を求め県外からの参加もあります。

12月には、「高等学校等における通級による指導の役割と今後への期待」のテーマでオンラインによる公開講座を行いました。全国各地から70名以上の申し込みがあり、当日は時間を過ぎてても熱心な質疑が続きました。前半は、深草瑞世先生（千

葉県教育庁教育振興部特別支援教育課）に高等学校における通級を含む特別支援教育の全国的な状況とともに、千葉県の現在までの取組について説明をいただきました。後半は、檜崎婦左先生（群馬県立桐生高等学校）より、群馬県で取り組まれている巡回型通級の概要と具体的な実践例についてご紹介いただきました。「通級指導の現在までの流れが分かり、大変勉強になった」、「他県の取組について、具体的に知ることができた」、「オンラインのため、遠方でも気軽に参加し勉強できる機会となった」、「高校へ送り出す立場として、高校の状況が具体的にわかり、大変参考になった。校内で情報共有したい」等の声をいただきました。

これらの他にも、本学公開講座では知的障害、発達障害他、多彩なテーマを多く取り上げています。植草学園大学／植草学園短期大学ホームページから一覧をご覧ください。

↓ 植草学園大学／植草学園短期大学
ホームページ

来年度も多くの皆様のご参加をお待ちしています。



「共生社会の実現」を 学則に掲げる植草学園短期大学



植草学園短期大学 特別教授 佐藤 慎二

1. はじめに

植草学園短期大学学則第1条には「…乳幼児期から高齢期までの障害や生活上・学習上に困難性のある人もない人も共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする」とあります。

本学は「共生社会の実現」を学則に掲げる全国的にも極めて希少な短期大学として開学しました。

本稿では「障害支援・特別支援教育」に焦点をあてて、本学の歩みを振り返ります。

2. Heartの教育－建学の精神－

「乳幼児期を支える保育者にこそ『障害』に関する専門性が欠かせない」として植草学園短期大学が開学したのは1999(平成11)年です。今でこそ、「(発達)障害」「特別支援教育」「インクルーシブ保育」「共生社会」等…は、保育・教育界の共通言語になっています。しかし、この状況を26年前に予見していた先見の明には感服するばかりです。

そして、本学は開学当初から、「4Hの教育」として「Head(知育－知識・判断力等)」「Hand(技育－技能・実践力等)」「Health(体育－健康・QOL)」に加えて、本学の建学精神の柱とも言える「Heart(徳育－包容力・やさしさ)」を掲げることになります。すなわち、全ての人々をつつみこむ「インクルーシブなハートの教育」です。

3. 障害支援・特別支援教育に関する 学びを深める独自の教育課程の創成

上述した本学の建学の精神・理念の実現に向けた歩みを以下に整理しました。

- ①平成14年度に、短期大学(2年課程)としては全国で初めて養護学校(*現在:特別支援学校)教諭二種免許を取得可能としました。
- ②平成15年度には、幼稚園教諭二種免許取得(必修科目)に必要な実習の一部を養護学校幼稚園・

- 小学部において実施(現在は全て幼稚園で実施)するという独創的な教育実習を創成し、学生には特別支援教育・インクルーシブ保育を考える貴重な学びの機会を提供することになりました。
- ③あわせて、同年には全国で初めて、短期大学として専攻科「特別支援教育専攻」(1年課程)を開設し、本学卒業生のみならず、教員免許を取得した他大学の卒業生が養護学校教諭二種免許を1年で取得できるようにしました。

4. 文部科学省委託事業(競争的補助金の獲得) による学びの充実と発展

並行して、文部科学省からの競争的補助金を獲得し、特色のブラッシュアップとブランディングを図ることになりました。

(1)「特色ある大学教育支援プログラム (特色GP)」の獲得

2007(平成19)～2009(平成21)年度まで、「障害に関する専門性を身につけた人材の養成」をテーマに本学独自の教育の展開を図りました。本取組の申請書には「本取組は、保育現場でのニーズの高い、ADHD等の発達障害を含む障害に関する専門性を身につけた保育者や障害児者施設の支援員等の養成を目的」とするとあります。

① インクルーシブキャンパスとしての 特色ある「学園祭」

象徴となったのは「巨大すべり台」(高さ3.6m×縦7.2m×横5.4m)です。「障害教育指導法研究I・IV」(当時の科目名称)においてメインゲート付近に構築しました(コロナ禍から休止)。特別支援学校小学部で取り組まれる「遊びの指導」を学ぶ一環です。また、実習先でもある「特別支援学校・障害者施設等による作業製品展示即売会」「心の和太鼓フェスティバル」が開催され、招待状作成から当日の運営・手伝いを学生が担っていました。

②特別支援教育連続講演会の開催

幼稚園・小学校等の夏期休業期間中に特別支援教育に関する連続講演会を開催しました。奇しくも2007（平成19）年度は「特別支援教育スタートの年」でもあり、斯界のオピニオンリーダーを連日招きました。県外からの参加者も多く、大講義室228席が連日満席になる連続講演会となりました。

(2)「学生支援推進プログラム」への採択

2009（平成21）～2010（平成22）年度までの競争的補助金による取組で、「よりよい職種選択を支え正規職員就職率を高める体験学習の組織化」をテーマに展開されました。当時は、保育現場も「就職氷河期」の時代であり「正規職員就職率の上昇を目標とする」と申請書に明確に記されています。

①「教職・公務員支援センター」の原型

平成21年度に「ボランティア体験実習（1年次・選択）」を開講しました。ボランティア・コーディネーターとして、小学校・特別支援学校での現場経験豊富な退職校長と保育所勤務経験のある幼稚園元園長を迎え、ボランティア先を学生にマッチングし、その体験の振り返りまでを一貫して個別に支援しました。1年次での支援を一層強化しました。

コーディネーターは、ボランティア支援だけでなく、あわせて、記録簿の記載方法等の実習支援、教員採用試験・公務員保育士試験の勉強会講師も担うようになり、現在の「教職・公務員支援センター」へと発展することになりました。

②就職における正規職員決定率と 専門職決定率の向上

当時の正規職員決定率の全国平均は64%でした。しかし、本学は当時から正規職員決定率、専門職決定率とも90%以上を堅持しています。これは、本取組を中心とする本学教職員一丸となった取組の成果と言えます。

(3)「発達障害の可能性のある児童生徒に対する 早期支援・教職員の専門性向上事業」への採択

2014（平成26）～2016（平成28）年度における競争的補助金による事業でした。採択大学が「京都教育大学、兵庫教育大学、愛媛大学、香川大学、

植草学園大学・植草学園短期大学、埼玉大学、筑波大学、名古屋大学、広島大学、早稲田大学、鳥取大学、愛知教育大学」であったこともあり、「障害支援・特別支援教育・インクルーシブ保育の植草」を全国に知らしめることになりました。

①学生と現職保育者・教員との切れ目ない

協働的な学びの機会の創設

現在も開講されている「通級指導教室・新担当者研修会」も当初は学生参加型でスタートしています。

②ICTへの着目

本取組の過程で大学は「障害のある子どものICT活用」を開講しました。iPadを活用する当時最先端の科目開講でした。短大は保育現場でニーズの高い「気になる」子どもの保護者との連携に焦点化した「早期相談・連携支援」を開講しました。本取組は「保育者」も対象にした点にも大きな特色があり、当時、文部科学省から視察があったことも付記したいと思います。

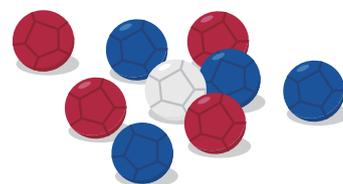
③「子育て支援・教育実践センター」との連携

本取組の一貫で、保育士を招聘しました。学内で乳幼児・保護者と学生とのふれあいの機会を保障しました。全ての学生が実習前に「半日体験」する、ゼミごとにイベントを開催するなど、現在も実際的で貴重な学びの場になっています。

5. おわりに

上述は競争的補助金等に関わる内容が中心でしたが、今年度で第6回目となった『植草学園理事長杯争奪 千葉県特別支援学校ポッチャ選手権大会』、特別支援教育関連の公開講座、放課後等デイサービスや障害支援団体と短大教員による協働学習にも取り組んでいます。

植草学園短期大学が開学から一貫して大切にしてきた「インクルーシブなハートの教育」は植草学園大学の学生教育・地域貢献の中でさらに継承・発展されていくこととなります。



「いんくる♡教育」 を読んでね



植草学園大学副学長・発達教育学部教授 野澤 和弘

植草学園大学・短期大学の先生たちが note という SNS で「いんくる♡教育」(https://note.com/uekusa_tokushi) を連載しているのを知っていますか？

2023 年夏に始めたころは、毎週新しい記事をアップしていました。先生たちが順番に書いているのですが、さすがに毎週は忙しすぎます。今は 2 週間に 1 度くらいにはなりましたが、次々に新しい記事がアップされています。障害のある子どものための「インクルーシブ教育」について大事なことが書かれています。これまでに掲載されたものを含めて全部が無料で読めますので、ぜひ目を通してください。

きっかけは、国連の勧告でした。2022 年 9 月、国連は日本の障害者政策について「総括所見」を発表しました。国連障害者権利条約を批准した世界各国の障害者政策についての通信簿みたいなものです。日本の政策は良いところもたくさん指摘されたのですが、改善を求める分野も厳しく注文をつけられました。その一つが障害児教育です。

英文で懸念と勧告が述べられているのですが、直訳するところですよ。

「分離された特別な教育をやめるために、障害のある子のインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒があらゆるレベルの教育において、合理的配慮や必要な個別支援を受けられるようにすること」

日本の障害児教育は、特別支援学校・特別支援学級・通常の学級に籍を置いて通級指導——というふうに障害の程度や状況に応じて用意されており、どんな障害があっても学校教育を受けることができるようになっています。

ところが、国連はすべての障害児が通常の学級で教育を受けられるようにすることを原則として求めています。日本のように障害児だけが通う特別支援学校や特別支援学級は「分離教育」といって批判的に見ているのです。

その国連がついに「分離された特別な教育をやめるために……」と正式に勧告してきた、とマスコミは報道しました。障害者団体や研究者の中にも文部科学省の進めてきた日本式のインクルーシブ教育を批判する論調が強まっています。

これを受けて文科省は現在の障害児教育を「やめない」と見解を出しましたが、詳しい反論や具体的な論拠を示しているわけではありません。そういう点についても文科省批判がなされています。

なるほど……と思われるかもしれませんが、ちょっと待ってください。

植草学園大学・短期大学は「インクルーシブ教育」「インクルーシブ保育」を理念に掲げています。特別支援学校の先生になりたいという学生がたくさん集まり、毎年各地の特別支援学校で働く人材を輩出しています。

特別支援学校などの分離教育を「ダメ」と言われたら、植草学園大学・短期大学の掲げる「インクルーシブ教育」も否定されることになりませんか？ 胸を張って卒業生を特別支援学校へ送り出すこともできなくなってしまう？ とても黙ってはいられない、社会に向けて何か発信しなくてはということになりました。

イタリアではほとんどの障害児が通常の学級の中で障害のない子と一緒に教育を受けていると言われますが、先進国がすべて特別支援学校や特別支援学級をやめているわけではありません。イギリスでは自閉症などの障害児が通う特別支援学校はたくさんあります。「世界で最も子どもが幸福な国」と呼ばれることもあるデンマークでも特別支援学校で学ぶ障害児が多くいます。国連の意向に沿うように通常の学級で受け入れる障害児を増やそうという方針を出していますが、それでも一部の子どものために特別支援学校を残す方針です。アメリカでは同じ教室で障害児も他の子どもと一緒に学べるように先生を手厚く配置していますが、集団で一緒にいる環境が苦手な障害児はいます。そんな子が学校へ通えなくなると、あま

りフォローもされず、親が家庭で面倒を見ざるを得なくなるという話をよく聞きます。国連が求める理想は素晴らしいけれど、現実としてさまざまな特性を持った障害児の一人ひとりに必要な教育を提供しようという日本式のインクルーシブ教育は悪くないと思います。近年は障害のある子どもや保護者の方が望んで特別支援学校を選ぶ傾向が強く、どこの学校も児童生徒がたくさん集まって教室が足りません。それだけ特別支援学校が人気を集めているのですから、もっと胸を張ってもいいと思います。

国連の勧告も深く読み進んでいくと、特別支援学校を批判しているというよりは、現在の通常の学級にさまざまな問題があり、教職員の理解を促すための研修を行ったり、障害児に対する合理的配慮をもっときめ細かく行うことを求めていることがわかります。

という感じで、国連の勧告を深読みするところから「いんくる♥️教育」は始まったのですが、それはあくまで序論にすぎません。

植草学園大学・短期大学には特別支援学校の現場で障害のある子どもの教育に長年携わってきた先生がたくさんいます。千葉県教育委員会で現場の先生の指導や働きやすい環境を作ることに努めてきたり、全国の特別支援教育のリーダー的存在として頼りにされている先生もいます。

私の国連シリーズの後は次のようなリレーの連載が続いています。(敬称略)

- ・「『一匹と九十九匹』－複眼的視点と普遍的視点」など ……佐藤慎二
- ・「特別支援学校の開かれた学校づくり」など ……佐川桂子
- ・「障害のある生徒たちの「働く」を考える－ワークキャリアからライフキャリアへ」など ……高瀬浩司
- ・「今こそ、特別支援学級で実践したい各教科等を合わせた指導－I 前提としての自立論－」など ……名古屋恒彦
- ・「自己理解が育つ上で必要なこと～ひろし君に教えられたこと～」など ……堀彰人
- ・「発達障害について考えよう」 ……野澤和弘
- ・「『自立』は『孤立』で『支援』は『無縁』か？」など ……佐藤慎二
- ・「復興支援活動を続けるということ～支え合いとしてのボランティア活動～」など ……名古屋恒彦

- ・特別企画「いんくる座談会」 ……佐川桂子・高瀬浩司・渡邊章・野澤和弘
- ・「交流及び共同学習の一コマから～出会い続けるために～」など ……堀彰人
- ・「子ども中心のカリキュラム・マネジメントを願って」 ……高瀬浩司

養護学校が義務制になった1979年(昭和54年)ころから現場で教えてきた先生らの言葉には、日本の特別支援教育を築いてきた息遣いが感じられます。世の中は大きく変わり、障害児をめぐる教育や福祉も変わってきました。それでも、障害児教育の現場で培ってきたものを守り続け、後進の若い先生たちに伝えてきたものがあることが、それぞれの文章から伝わってきます。

植草学園大学の初代学長である故小出進先生は「生活中心教育」「子ども主体」を打ち出し、全国的にも障害児教育に大きな影響力を持っていた人です。小出先生の薫陶を受け、その遺伝子を受け継いでいる先生が植草学園には何人もいます。この連載は、日本の障害児教育の歴史を振り返り、その本質を深く知り、今後の日本のインクルーシブ教育の在り方を考えようというものです。多くの人に読んでいただきたいと思います。植草学園が大事にしているものを知ってもらえるはずです。

「いんくる♥️教育」は大幅加筆し再編した上で、ぶどう社から単行本として出版される予定です。春には全国の書店やamazonなどでお買い求めできます。



外国にルーツを持つ子どもたちの 支援の充実に向けて



植草学園短期大学 准教授 相磯 友子

1. はじめに

コロナ禍が明け、海外との往来が戻ったことから、以前にも増して園や学校に在籍する外国にルーツをもつ子どもの数が増えています。そこで、本稿では文部科学省による令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果と、厚生労働省による2020年度の保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書の2つから、外国にルーツをもつ子どもたちの支援の充実に向けて、今、何が課題なのかを見ていきたいと思います。

本稿では、「外国にルーツをもつ子ども」を両親の両方、またはいずれかが海外にルーツのある子どもと定義します。そのため、外国にルーツをもつ子どもは必ずしも外国籍とは限りません。また、外国にルーツをもつ子ども全てが日本語指導を必要とするわけではありません(図1参照)。2023年度に公立学校に在籍する外国籍児童生徒(129,449人)のうち日本語指導が必要な外国籍児童生徒(57,718人)の割合は44.6%です。

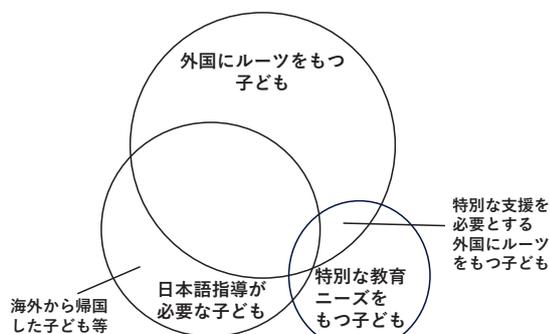


図1 外国にルーツをもつ子どもと日本語指導が必要な子どもの関係

2. 公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数が過去最多に

2024年8月、文部科学省による令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果が公表されました。この調査は2年に1度実施されているものですが、今回の調査では、公立学校(小・中・高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、以下同様)における日本語指導が必要な児童生徒数が過去最多の69,123人となりました。前回調査から18.6%の増加です。令和5年度の学校基本調査では、公立学校の小・中学校に在籍する児童生徒数は過去最少となっていま

すから、小・中学校において日本語指導が必要な児童生徒の割合が高まっていることがわかります。

3. 学校での「特別な教育課程」による日本語指導の実施が広がる

2023年度の調査では、日本語指導を必要とする児童生徒のうち、「特別な教育課程」による指導を受けていたのは64.5%でした。2014年度の調査ではこの割合は18.9%ですから、この10年間で「特別な教育課程」による日本語指導を受けることのできる児童生徒が大幅に増え、学校での日本語指導は大きく前進したといえます。

「特別な教育課程」による指導とは、2014年に施行されたもので、日本語指導が必要な児童生徒に対して、在籍学級からの取り出しによる指導及び指導計画等を作成して行う日本語指導が「特別な教育課程」として編成されることが認められた指導を指します。

2023年度調査では、日本語指導を必要とする児童生徒のうち、特別な配慮に基づく指導を受けていたのは89.8%でした。この特別な配慮に基づく指導と「特別な教育課程」による指導の内容は、図2の通りです。2023年度には日本語指導の必要な児童生徒のうち約90%は何らかの指導を受けています。

「特別な教育課程」による指導 (64.5%)

- ・ 取り出し指導
- ・ 個別の指導計画書の作成等

特別な配慮に基づく指導 (89.8%)

- ・ 教科の補習等
- ・ 在籍学級や放課後等を含む学校で何らかの日本語指導等を行うこと

図2 特別な配慮に基づく指導と「特別な教育課程」による指導

一方で、日本語指導が必要な児童生徒の中で、「特別な教育課程」による日本語指導も「特別な配慮に基づく指導」も受けられない児童生徒が現在も約10%存在していることは見逃せません。今後も全ての日本語指導が必要な児童生徒が何らかの日本語指導を受けられる体制を整えていく必要があります。同時に、どのような学校が、日本語指導の実施体制を整えることが難しいのかを丁寧に調査し、学校の指導体制整備をサポートしていくこ

とが重要だと考えます。また、「特別な教育課程」を実施していると回答した場合であっても、その実態がどのようなものかは見ていく必要があります。とはいえ、この10年間で学校現場では「特別の教育課程」による日本語指導が周知され、実施が進んできたことは間違いありません。

4. 令和5年度から高等学校段階での「特別の教育課程」による日本語指導の実施が可能に

2023年度から高等学校段階（高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部））での「特別の教育課程」の編成・実施が可能となりました。高等学校段階で特別な配慮に基づく指導を受けている生徒のうち、「特別の教育課程」による日本語指導を受けている外国籍の生徒は5.5%、日本国籍の生徒は6.2%であることが明らかになりました。高等学校段階での「特別の教育課程」による日本語指導体制の整備は今後の大きな課題であるといえます。

5. 日本語指導が必要な中学生・高校生の厳しい進路状況

2023年度の調査で、厳しい状況が浮き彫りになったのは、日本語指導が必要な中学生、高校生の進路状況です。日本語指導が必要な中学生等の高等学校等への進学率は90.3%でした。前回の2021年度調査では89.9%だったのでわずかに改善しています。しかし、日本人を含めた全中学生等の進学率は99.0%ですから、日本語指導が必要な中学生等の進学率とは開きがあります。日本語指導が必要な中学生が高等学校等に進学することができても、厳しい現実が待ち受けています。日本語指導が必要な高校生等の中退率は8.5%であり、前回調査の6.7%から悪化しているのです。日本人を含む高校生等の中退率1.1%と比較しても中退率が際立って高いことがわかります。日本語指導が必要な中学生にとってハードルの高い高校入試を突破しても高校を中退する生徒が少なくないのです。義務教育段階での日本語指導の体制整備が進められた一方、高等学校段階での日本語指導や進路をサポートする体制整備が求められます。

日本語指導が必要な高校生等の大学等への進学率は46.6%であり、日本人を含む全高校生等の75.0%の進学率と比べると低い進学率にとどまっています。大学等に進学しない場合、高等学校等卒業段階での就職者における非正規就職率は38.6%です。これも全高校生等の3.1%に比べると、圧倒的に不利な就職状況におかれているといえます。

今後、日本語指導を必要とする中学生の高校進学へのサポート、ならびに日本語指導を必要とする高校生に対する日本語指導の充実とともに進路をいかにサポートするかが課題です。このような支援を行うことは日本社会に根付こうとする若者を支援することにほかなりません。

6. 全ての子どもへの手厚い支援が外国にルーツをもつ子どもの支援につながる

ここまで、小学校以降の外国にルーツを持つ子どもの日本語指導の状況を見てきました。未就学段階の外国にルーツをもつ子どもはどのような状況にあるのでしょうか。未就学段階の日本語指導を必要とする幼児、または外国にルーツをもつ子

どもの全国的な調査は、最近のものでは、2020年度の厚生労働省による「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書」があります。同報告書によると、回答のあった自治体のうち約7割が外国にルーツを持つ子どもが入園している保育所等があると回答しています。全国の保育所等において、外国にルーツをもつ子どもたちが入園していることがわかります。同報告書の取組事例集には、外国籍等の子どもの保育にあたっての基本的な考え方と配慮のポイントがまとめられており保育者を目指す学生にとっても参考になると思います。

筆者は未就学段階の外国にルーツをもつ子どもへの支援では、保育所等に在籍していない子どもへの支援が課題と考えています。なぜなら、保育所等に入園せずに、小学校に入学してきた子どもたちは日本語指導だけでなく、集団生活や日本の学校文化に一度に飛び込むことになり、小学校生活の最初から困難が生じることが推測されるからです。また、受け入れる小学校にとっても大きな負担となることが予想されます。同報告書では、自治体に入園申し込みまでの支援を尋ねた項目に、「産後から保育所等入園までの連続的支援」「母子手帳交付や新生児検診のタイミングにおける保育所等入園の案内実施」を実施していると回答する自治体があり、注目すべき取り組みといえます。これらの支援は、外国にルーツをもつ子どもだけでなく、全ての子どもを対象とした支援です。このような全ての子どもを対象とした産後からの連続的支援を手厚くすることによって、外国にルーツをもつ子どもたちがそこに含まれ、保育所等への入園につながったり、就学までの見守り支援等につながったりすることができると思います。

今後は、保育所等に在籍していない外国にルーツをもつ子どもをどう支援につなげるかが課題です。また、就学前にサバイバル日本語を指導したり、学校生活をイメージできるように援助したりするプレスクールの実施も検討する必要があるでしょう。

7. 今後の支援の充実に向けて

これまで、高等学校段階の「特別の教育課程」による指導体制の整備、日本語指導を必要とする中・高校生に対するキャリア支援サポートの充実、未就学段階の保育所等に通っていない子どもへの支援、の3つが課題であることを指摘しました。保育者、教師を養成する学校では、外国にルーツをもつ子どもが園や学校に在籍することを念頭に養成段階でカリキュラムの中に組み込んでいくことが必要だと考えます。

【引用・参考文献】

- 1) 厚生労働省（2020）「保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業報告書」
- 2) 文部科学省（2024）「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果 結果の概要」
- 3) 文部科学省（2024）「令和5年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」（報道資料）

植草学園ブックスの紹介

植草学園大学／短期大学特別支援教育研究センターでは、教育・研究活動の一環として、これまで8冊の植草学園ブックスシリーズを刊行しています。各書籍の著者や内容については、本学ホームページの特別支援教育研究センター（植草学園ブックス）で詳しく紹介していますので御覧ください。



シリーズ1 2014年6月刊



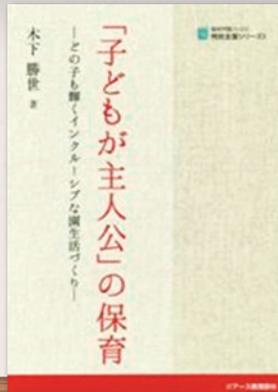
シリーズ2 2015年6月刊



シリーズ3 2017年2月刊



シリーズ4 2017年5月刊



シリーズ5 2017年5月刊



シリーズ6 2017年9月刊



シリーズ7 2019年6月刊



シリーズ8 2020年4月刊



シリーズ9 2021年2月刊



シリーズ10 2021年2月刊